

薬食監麻発 0426 第 9 号
平成 22 年 4 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



「風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるとうたった商品」に関する
監視指導の徹底について（依頼）

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器に係る監視指導については、種々御配慮いただいているところですが、今般、別添写しのとおり、消費者庁政策調整課から当課に対して薬事法に基づく対処の要望がありました。

つきましては、「風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるとうたった商品」の商品テストの対象製品及び類似製品等に対して、薬事法に基づく監視指導の一層の徹底を図るよう御留意願います。

なお、これらの「風呂に入れるだけでラドン・ラジウム温泉になるとうたった商品」について、人の疾病の治療や予防に使用されること又は人の身体の機能に影響を及ぼすことが目的とする旨を標榜した場合、薬事法第 2 条第 4 項に規定される医療機器に該当することを申し添えます。

